書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１１０号
山口市熊野町３番２―504号
破産者　有吉喜太郎
異議申述期間　平成23年12月12日まで
平成23年11月７日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６７号
福岡市博多区博多駅前２丁目１番１号福岡朝日ビル
破産者　旭鉄工株式会社
異議申述期間　平成23年12月22日まで
平成23年11月４日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３２０号
福岡県糟屋郡宇美町若草１丁目６番５号
破産者　霧島　英雄
異議申述期間　平成23年12月22日まで
平成23年10月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２７２号
宮崎県延岡市石田町4428番地の１
破産者　興栄産業株式会社
異議申述期間　平成23年12月22日まで
平成23年11月７日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７０号
熊本県菊池市泗水町永2784番地59
破産者　木下　　研
異議申述期間　平成23年12月27日まで
平成23年11月７日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８５３号
熊本県合志市須屋1421番地１
破産者　佐伯　俊彦
異議申述期間　平成23年12月27日まで
平成23年11月７日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６６１号
福岡市中央区大名２丁目６番20号
破産者　有限会社菜の花や
異議申述期間　平成24年１月５日まで
平成23年11月４日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第６号
栃木県小山市東城南１丁目１番地18
清算株式会社　キムチの里本舗株式会社
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（ヒ）第２０５３号
東京都千代田区神田神保町２丁目７番12号
清算株式会社　株式会社アビタートジンボウ
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第３００８号
大阪府守口市京阪北本通５番４号エクラントビル202号
清算株式会社　株式会社スローキッチン
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定債権の支払いの免除
⑴　清算株式会社スローキッチン（以下「会社」という。）は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内の日（以下「協定弁済日」という。）に、換価代金から必要な費用を控除した残額（以下「弁済原資」という。）をもって第２項に定める協定弁済を行う。
⑵　各協定債権者は協定弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権の総額から各協定弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
２　協定弁済
⑴　会社は、債権額20万円未満の協定債権者に対し、協定弁済日に協定債権額の100％の金額を弁済する。
⑵　会社は、債権額20万円以上の協定債権者に対し、協定弁済日に20万円を弁済する。
⑶　会社は、債権額20万円以上の協定債権者に対し、協定弁済日に弁済原資から⑴及び⑵の協定弁済の合計金額を差し引いた額を各協定債権額から20万円を差し引いた金額に応じて按分して弁済する。
３　弁済の場所・方法
⑴　本協定に基づく弁済は、清算人事務所（大阪市北区南森町１丁目３番27号南森町丸井ビル６階）において行う。ただし、弁済の方法として、協定弁済日までに協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、会社の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴号の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、会社は当該弁済金を、大阪法務局に供託する。
４　追加弁済
第２項による協定弁済後、手続結了までの間に、新たな会社財産が発見される等したときは、これを清算人が換価回収したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて追加弁済する。この場合においては、各協定債権者が第１項⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第８号
千葉県八千代市ゆりのき台４丁目16番地10
再生債務者　尾形　源祐
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　千葉市中央区本千葉町10番５号太陽生命千葉ビル６階　錦織法律事務所　弁護士　錦織　　明
平成23年11月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再）第１号
島根県出雲市荒茅町2808番地１
再生債務者　有限会社はら屋
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　島根県松江市南田町130―１フォートビル２階　弁護士　熱田　雅夫
平成23年11月４日　　松江地方裁判所民事部

平成２３年（再）第２号
沖縄県糸満市西崎２丁目７番14―101号グランハイム西崎
再生債務者　前川　雅春
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　沖縄県沖縄市中央３丁目１番６号センター法律事務所　弁護士　松永　和宏
平成23年10月31日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号
福島県田村郡小野町大字小野新町字中通21番地の１
再生債務者　秋田　佳一
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年12月19日から平成24年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部

平成２３年（再）第７８号
東京都台東区上野１丁目９番２号
再生債務者　都光商事株式会社
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後３時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年１月11日から平成24年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第７９号
三重県四日市市楠町吉崎410番地23
再生債務者　近畿日本コンクリート工業株式会社
１　決定年月日時　平成23年11月４日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年１月11日から平成24年１月18日まで
東京地方裁判所民事第20部